「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

3 入路中の曲巻	海子的 保健施 でいる。 ア・地域を着型が原表人福祉施設又は 介護老人福祉施設又は	## jul	〇 (ただし、住診時に行う場合には精神療法が必要な理由を診療録に記載すること。)		0		0		0	-	0	_	(部) (部) (報) (報) (報) (報) (報) (報) (報) (報) (報) (報	-	(認知症患者を除く。)	Ο	〇 (精神科在宅患者支援管理料1のハ を算定する場合を除く。)	0**	
	介護老人保健施設 短期入所養等介護又は介 関助入所療養介護(外護老人 10条養室に限る。)を受け で	年松保険医療機 年投保效医療 国 国	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	7 か羅╋養型医療施設 (認知症病 株の報長に限る。 市場 1 に対し、 市場 1 に対し、 市 に対し、 で知り、 で加入所維養・ 下に対し、 下に対し、 下に対し、 下に対し、 では対し、 では対し、 では対し、 では対し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		×	○ ハで、特定診療費を算 4合を除く。〕	0	O いて、特定診療費を算 i合を除く。)	〇 (精神和遠院指 導料を算定した ものに限る。)	I	(精神社協院指導を 連本を算にした ものに関る。)	l	l	×	×	×	l	I	×	0	
*	南 ア・介護療養型 様の様に限る 大・佐郷人所験者 施・短郷入所機養が を 展現入所機養が を 展に限る。)を	一様な業務を設立一件機械業務一件で数一件で数一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の一件の<		(同一日において、 定する場合を	×	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	細れっ ×	0	着れ ⁽ ×	0		0	×	×	I				
2 入陸中の患者		→ 議	0	○ いて、特定診療費を 場合を除く。)	0	O いて、特定診療費 場合を除く。)	(精神対域院指導対域院指導対を算定したものに限る。)	I	(精神ない) (精神ない) 神神を解化し ものに関る。)	I	l	×	×	×		I	×	0	
	7 介護療養型 株の病床を除。 イ 短期入所療 短期入所療 短期入所療養づ ・ 酸の療養室又に 除く。)を受け	が () () () () () () () () () (×	(同一日にお 定する	×	おい (同一日におい 場合 定する4)	布物業⊃ ×	0	売券乗つ ×	0		0	×	×	Ι				
	隐域 防特 介護療養型医療 施設の海床以外 の海床、極期入 所療養・種類月		ı	(回一日において、特別影響を を 神田する を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	0	(国 – 田にお) て、特定診療 を算定する場 を解える。)	(精神神過院指 海対スは神域移 海対スは神域移 市の「方機解強性の無 に 入際対策等に たものに服 る。)	0	(精神経過院指 海洋X(計域等 海洋X(計域等 市人 大部域等 定し 大部域を第にし 大もの口服 たもの口服	0	· 전기	0	I	ı	Ι	[2점 ★ 	İ	0	
和	5000年16條7。) 第26條26(指定特定施設、指定 整卷型特定施設及び指定介護 定施設に最る。)	据45的部分	0		0	_	OBMAと行っている製画内において、認知網子のでは必要文件通過フルビリテンヨン教育学を対象を対した。		系統法を行っている期間内において、認知権 所が誘義又は適所リハビリテーション費を算 手機をは算定不可)	_	誘療法を行っている期間内において、認知症対応 所介護費又は値所リハビリテーション費を算定し 所・経費とは無死不可)	_	o %	×	0	(認知度・0本名 (業度設施価格・イ・ケンを行う ですべても、CEI (でいる期間のにおいて、認定係が行う 等性計画の企画、 2 知道所を開業のは適所リハビリチー (の事権のようだ。 ション資を等定して、 3 知道のは算算下 のように、 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	0	0	
1. 入院中の患者以外の	MRINICATE X 1977年 X	- 5、小規模多機能 2を 10 年 10 大を受けて 10 年 10 大を受けて 10 年 10 日					明 順		前順	-	· · · · · · ·	· ·	0 0 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			O 粉彩研究 器人和繼克			
	(次元) 自宅、社会福祉施設、 (短期入所生活介護、 生活介護、短期入所 防短期入所療養介質 除名。	: 心 <u>料</u> 割ご刀					○ (認知価対応型通 所介護職及は通所 リンピリテーション 以外の日は算定 回) (対例 の日は算定		○ (認知能対応型通 所分議費又は通所 リハビリテーショ ン費を算定した日 以外の日は算定 可)		○ (認知症対応型通 所介護費又は通所 リハビリテーショ 以外の日は算定 可) (10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		o.*	0		○ (認知症対応型通 所小能要及は適所 リハビリテーンョ ソテビを発定した日 以外の日は算定 可)			
	X		3-2 認知療法・認知療法	5 入院集団精神療法	7 精神科作業療法	8 入院生活技能訓練療法	8-2 禁律粒ショート・ケブ		の 装着ホテイ・ケア		5 精神科ナイト・ケア0 一2 精神科ティ・ナイト・ケア	1 精神科退院指導料 1-2 精神科退院前訪問指導料	10.1.2 雑者特別商権・指導等(1)及び(Ⅲ)(同・報告において同一日に今以上配象保験からあれるがは難者において同一日に今以上配象保験からかられるのがにより禁患する区かを称ぎ、14編・企業無益のの。	看護,介護職員連携強化加算	2-2 精神科訪問看護指示料	5 重度影响産患者テイ・ケア料	6 精神科在宅患者支援管理料	*	
			100	00	100	300-	900	州	据在蓝斯E崇和	# # #	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 1		4	101	- 0 1	101	上記以外	:

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

	本語の中部人 一	型以外の眼和 十名・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			2. 入院中の患者				3. 入票	入所中の患者
х	身体障害者施設等 小臓や防筋乳外 全臓や防筋乳外 を強う性が緩み を受けているものを を受けているものを に関知病 は関加	(1) 2015年 (1) 2015年 (1) 2016年 (1) 2	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(施規以外 所類及と 所類及と	7. 介觀療養型医療施設(認知 梅の病疾を除く。) 在與人所養養人 短別人所養養人難又は介證 短期人所養養人難(小雞老人 股の療養室又は認知症療権の 除く。)を受けている患者	斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯 斯	7. 介護療養型医療/ 模の網末に限る。) 4. 短期入所療養小 省. 短期入所療養小 店期入所養養介養	養養型医療施設 (認知症病 これに服る。) 人所敬養小罐又は小罐予防 5 所養介護 (認知症病権の病 55。) を受けている患者	7. 介護老人保健施設 イ・短期人所接養介護ス 医期入所接養介護(介) 夏の療養室に限る。) ・ 5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.	はか選予防機を人保健施を受けている	7.地域密滑型介護老人福祉施設又は 介護老人福祉施設
		うち、外部サービス利用 製造な体性施設して利用 電子機能の大路サービス 利用型指定が断サービス 利用型指定方勝・大路・大路・ 施設人用・ 施設人用・ を を を のより を のより を のより を のより を のより を のより を のより を のより のより のより のより のより のより のより のより のより のより	護療でく予養し。	→ 機数機能設 サービス機のシ センードス機のシ ・ 佐井吸物のシ ・ 佐井吸物のシ ・ 佐井の ・ で の ・ で で の ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	小龍疫機能設 サービス費のシ ち、他科母診等 費用 (362単位) を算定した日の 場合	イン機械施設 イン機械施設 インードス費のライナードス費のライナードス費のライナー 格は (362単位) 智 を算定しない日 200番合	小機及機能設 十一に入権的設 も、他科學影響 関用 (362単位) 衛和 にた日の	供於保險医療機 并設保 開放 (中設保 所以 (中級)	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	・短期人所生活介護を受けて小を患者引入所生活介護を受けている患者
手條	0		0	0		×	0	0*		0
機数	0		0	0		×	0	0*		0
放射線治療	0		0	0		×	0	0		0
衛理診断	0		0	×	0	×	0	0		0
B000-4 歯科疾患管理料 B002 歯科特定疾患療養管理料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予 合を除く。	防居宅療養管理指導費が算定されている場)	0	0		0		0		0
B004-1-4 入院栄養食事指導料	I		0	×		×		I		-
B004-9 介護支援等連携指導料	_		0	×		×		Ι		_
B006-3 がん治療連携計画策定料	0		0	×		×		0		0
B006-3-2 がん治療連携指導料	0		ı	×		×		0		0
B007 退院前訪問指導料	1		0	×		×		ı		l
B008 薬剤管理指導料			0	×		×		I		I
B008-2 薬泡終合評価調整管理料	0		I	×		×		×		0
B009 診療情報提供料(1)(注2及び注6)	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予合を除く。	防居宅療養管理指導費が算定されている場)	0	0		0		0		o <u>*</u>
B011-4 退除時薬剤情報管理指導料	I		0	×		×		Ι		-
B014 退院時共同指導料1			0	×		×		×		-
B015 退除時共同指導料2			0	×		×		Ι		-
C001 訪問幽科衛生指導料	×		0	0		0		0		0
C001-3 脂科疾患在宅療養管理料	(同一月において、居宅撤養管理指導費又は介護予防局) 合を除く。)	防居宅療養管理指導費が算定されている場)	0	0		0		0		0
COO1ー5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防! 合を際く。)	的居宅療養管理指導費が算定されている場))	0	0		0		0		0
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×		ı	×		×		×		○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C007 在宅患者連携指導料	x		I	×		×		×		I
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料	0		I	×		×		×		〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
上配以外	0		0	0		0		0		0
10の3 股票管理指導料	○ (同一月において、居宅療養管理指導数又は介護 合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計 の抗薬が行われた場合	防居宅療養管理指導費が算定されている場所に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る賠訴 [[[は資配司]	×	×		×		×		Ο
注14 服業管理指導料の特徴(かかりつけ薬剤師と 運携する他の薬剤師が対応した場合)	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介価予防 合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に の投薬が行われた場合に	防居宅療養管理指導費が算定されている場 Iご係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時 [こは算定司]	×	×		×	_	×		×
13の2 かかりつけ業剤師指導料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画の各業が行われた場合	协居宅療養管理指導費が算定されている場 Iに係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨哮 Iには算定可)	×	×		×		×		×
13の3 かかりつけ業別師包括衛連科	(周一月において、居宅疫業管理指導整又は介部予防合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画にの投棄が行われた場合に関係を	防居宅疫港管理指導費が算定されている場 IC係る疫病と別の疫病又は負傷に係る臨滞 IC[(洋定円)	×	×		×		×		×

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

入所中の患者	7. 地域密集型小腦老人福祉施設又は 介護老人福祉施設又は	イ・短期人所生活介護之位介護中的短期入所生活介護を受けている患者	0	(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	-	0	0	7.0 (末期の悪性難痛の停者に限る。) 大型の時性難能の由者であって、 当該事者によるサービス制制制の 2011年第6年間、訪問書類基本 機業所を「よの国際関係」と ションの基礎を開催パート ションの基礎を対して、企同権関系・ ションの基礎を対して、企同権関系・ ションの基礎を対して、 ションの基礎を対して、 が正した。	7:0 (認知権名権人。) イ:O ※14 (認知維患者を除人。)	-	7:0 %16 7:0 %16&0%17	7 : 0 %:16 2 : 0 %:16 %:77
3. 入例	7. 小脳老人保健胎設 イ、短期人所機養介護又は小護予防 短期人所級養介護(介護老人保健施 数の療養室に限る。)を受けている 患者	併於保険医療機 併設保険医療機 開以外の保険医 開 張機関	×	×	×	×	×	×	×	I	l	_	l	I
	7. 小藤森森型医療胎数(認知症病 10. 均馬人・ 12. 加州、 13. 小子 13. 小子 13. 小子 13. 小子 13. 小子 13. 小子 13. 小子 14. 小子 15. 小子 15. 小子 15. 小子 15. 小子 16. 小 16. 小 16	 小様依養施設 小一ビス費のラーサービス費のラーサービス費のラーサービス費のラータが利益の関係 ・他科受診等 を対しる単位)費用(362単位)を算正(362単位)を算正(362単位)を算正(362単位)の場合 	×	×	×	×	×	×	×	I	l	7: O 7: O	ı	I
2. 入院中の患者	係療養型医療施設(認知症病 (床を除く。) 所務機業は近難とは介護で 所募業が護(が難を人保健能 養業又は認知症病様の病床を)を受けている患者	小様療養施設 小様務養施設 サービス質のラ サービス質のラ ち、他科保診師 ラ、他科保診師 費用(367年位) 費用(362年位) を算定しない目 を算定した日の の場合	×	×	×	×	×	×	×	L	l	7 : 0 × : 0	ı	l
	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は	人受を	×	×	×	×	0	×	×	ı	l	0	I	l
患者 3の患者を除く。)	特定施股(指定特定施股、指定地域 密着型特定施設及び指定介體予防特 定施設に限る。)	うち、外部サービス利用 型指定特定施設人居者生 活介護文は外部サービス 利用型指定小議外のサービス 利用型指定小議予的特定 施設人居者企介護予防特定 作る者が入居する施設	居宅療養管理指導費が算定されている場			予防居宅療養管理指導費が算定されている場。)		宅療養管理指導費が算定されている場		o.×	O %		O は精神科坊間看護基本係養費を算定できる者	の 1 によって、 1 を 1 によって、 1 によって
院中の患者以外の 、所する者を含み、	認知症対応型グループホーム (認知症対応型 (認知症が対応型 ま同年活が応望	は小難予防認知 症対応型共同生 活介護〕	〇 費又は介護予防居等 合を除く。)	×	0	〇 費又は介護予防居等 合を除く。)	Ι	〇 費又は介護予防暦号 合を除く。)	0			ı	※2又は精神科	※2又は精神村 (同一月におい 護予协訪問者護
1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。	本条件を表別を選手ののでは、	うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(宿泊サービスに展る。)	居宅療養管理指導			居宅療養管理指導		、居宅療養管理指導費		(当族由者による (当族由者による 少一化入利用部別の (上、次別者教養本務 (大)、別別者教養本務 (大)、大)、日、大)、日、大)、日、大)、日、大)、日、大)、日、大)、日、大	O ※9 及び※14		O %15&び%17	※15及の ※15及の※17 「同一月上がいて 発情等が同番種が解 野は解除等が多様の ひにない様のを していない様の下 していない様の下 しているい。
	自宅、社会福祉施設、 (短期入所生活介護、 生活介護、短期入所 防短期入所療養介護を 除た類別、		(同一月において			(同一日において、		アルキコドー国)		o _% *	O %		〇 ※2又は精神料訪 問者臨基本條泰費 を算定できる者	○ 2人 文 大 株 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本
	м ф		14の2の1 外来配薬支援料1	1.5 在宅患者訪問薬剤管理指導料	15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	15の3 在宅患者緊急時等共同指導料	15の4 退除時共同指導料	15の5 脳薬情報等提供料	上記以外	0 - 助田高福本・藤原(1)及(1)(はお原本ので) (2) - 建設におります。 (3) - 建設におります。 (4) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	01-2 精神材節的看護基本療養性 (1)及び (Ⅲ) (注加算 を含む。) (同) 建物において同一日12年以上経療保険から給付され る訪問養護を行うか否かにより総当する区分を算定)	01-3 訪問看護基本療養費(皿)及び精神科訪問看護基本 療養費(IV)	0.2 訪問者薩魯琉煥幾獎	24時間沙尼休憩/加算

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		1. ブ(次の施設に入居又は)	1. 入院中の患者以外の患者 に入居又は入所する者を含み、3の患者を除	B者 3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入哪	入所中の患者
	я \$	日本、社会福祉施設、身体障当者施設等 (短期人所生活分議、介護予防短別人所 生活介護、短期人所養養分議を受けているものを (新知人所養分議を受けているものを (成1) (成2) (成2) (成3) (成3) (成3) (成3) (成3) (成3) (成3) (成3	窓知癖対応型グ トープホーム (認知症対抗型 (開発が対対 (開発が対対	格定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特力 定施設に綴る。) 位指的 (報子)	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所養養介護又は	機養型医療施設(認知症病 長を除く。) 別入所機養小護又は小護予以 所裁養小護(小護老人保健) 養室又は認知症績権の病床。) を受けている患者	小羅廉養型医療施設(認知症績 の頻度に展る。) 週期入所接養小體又は小誰予防 期入所接養小體(認知症療養の 語人所養養小職(認知症療養の に限る。)を受けている患者	・小脳老人保健協設 ・短期入所療養介護又は介護予防 期入所療養介護(介護老人保健施 の務業室に限る。)を受けている : 15	7. 地域樂希型小腦老人福祉施設又は 介護老人福祉施設又は
		した、小規模を参照 性間をよう機構の参数を とのを になる になる に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して	(はく) (はく) (はく) (は、(は、) (は、(は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は	5 年、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活力運動大統領大部分一ビス 利力運気大統領・一ビス 総設入居者生活介護を検定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	介護すの短期人 所療養介護を受 けている患者を 除く。)	小様殊差的設 サービス質のラ ケービス質のシ ち、他科学診論 野田 (36年位) 票目 (382年位) を算定しない日 を算定した日の の場合	か ・	併於保險医療機 開以外の保險医 環境開 發機関	4、短期人所生活介護又は小陸か防短期入所生活介護を受けている患者期入所生活介護を受けている患者
	蒸瓜配料 医	※2.又は精神結節 ※2.又は精神結節 ※5.又は精神結節 ※5.5公※17 配理基本系統 (同一月において 第2.5公※17 配子 ※5.5公※17 配子 ※5.5公※17 に対して ※5.5公※17 に対して ※5.5公※17 に対して がまる に対し に対して がまる に対して に対し に対して がまる に対して に対して がまる に対して がまる に対		O XX 以は精神特別問者職会本産業費を算定できる者 (同一月おいて、小飯保険の時別管理が算を算定して いない場合に限る。)	ı	ı	-	-	7:0 %16
	林贝姆里科国际总统		l		○ ※2又は精神料 訪問看護基本療養費を算定でき る者	x	х	ア:〇 ※2又は精神科が問者護基本療養費 を算定できる者 イ:×	×
	温院支援指導加算	※2文化議等結析 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	※ (米差) (本差)	○ 大学		ı	-	-	ı
	在宅患者連携指導加算		×		Ι	-	_	_	×
	在 忠善 素の 事業 カンファ レンス 加算	〇 本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (○ ※2又は精神特訪問看護基本療養教を算定できる者		ı	-	ı	7:0 %16 7:0 %16&0%17
	都提,介護戰員连勝強化加算	※2 X 大型 表記 X を X を X を X を X を X を X を X を X を X	×		I	l	l	l	x
	(株 長帝) (本)	○ (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		O A は無神特別回春温基本療養費を存定できる者※2 X は無神特別回春温基本療養費を存定できる者	ı	ı	1	ı	7:0 %16 7:0 %1620%17
е О	1 医甲基甲基酚甲酚磺基甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	※2又は発表型的 距離液体を発験 ※115及(※17 (「一個人」を表現している。 (「一個人」を表現している。 (「一個人」を表現している。 を表現している。 を表現している。 を表現している。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 を表現している。 ではいる。 を表現している。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、 ※2又は精神科等 「同一月において い	〇 大阪	I	I	ı	I	×
03-2	2 訪問看護情報提供療養費2		_		1	_	_	_	_

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

	不 地域衛着整介語幸人福祉施設文は 社場上 和本語 地域の最大地域 が 別入所生活介護を受けている患者 明入所生活介護を受けている患者	x	(CAT) Wile map (CAT) A (CAT)	7:0 %16 B C %17	- : ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		超音波ネブライザ、介達牽引、消
3. 入所中の患者	が満より集性的 (17分間子が) 20月(大学者が) 20月(大学者	l	(4) (4)		第6号の規定により算定で参ないもの - : 節機 1002号)に特度の規定がある場合には、当該規定が 1002号)に特度の規定がある場合には、当該規定が		昭頭処置、間接條頭鏡下條頭処置、ネブライザ、超
	7. 指標番型医療機能 (認知症者) (2017. 756乗車) 単立に指す。 (2017. 756乗車) 単立に指する。 (2017. 756乗車) 第2. 756乗車の (2017. 756乗車) 第2. 756乗車の (2017. 756乗車) 第2. 756乗車の (2017. 756乗車の (2017. 756乗車の (2017. 756乗車の (2017. 756乗車の (2017. 756乗車の (2017. 756	l	I		(中成10年度上沙南省西方维50号)第6-60月 「中成18年3月31日保医旅幣0331002号)「		耳管処置、鼻処置、口腔、
2. 入院中の患者	7. 小脳供表型原体的(認知信例) 4. 知別人民業人間 4. 知別人民業人間 2. 知別人民業人間 2. 知り人民業人間 2. 知り人民業人 2. 知り人民業人 2. 知り人民業人 2. 知り人民業人 2. またい。 2. またい。 3. またい。 4. またい。 5. またい。	l.	ı	-	×・等級を整つ解析が狭(中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	算を解除するものに願る。) を解除するものに願る。)	:置、導尿、鹽洗净、眼処置、耳処置、
	治力 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	l	ı		電 ち ま	外来化学療法加 業化学療法加算 乗化学療法加算 聚る。)の費用	留置カテーテル設置、
:者 3の患者を除く。)	海洋 (Omesiaを表験を受ける。	O 大学などの である では、 の の の の の の の の の の の の の	O ・ 日間智護 ○ 本条義教を育定できる者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条約の10 イ岩しくは20 イ岩しくは水茶に 10 10 名 岩 し (は20 イ岩しくは水茶に 10 10 イ岩しくは20 イ岩しくは水素に 10 10 イ岩しくは20 石岩しくは水素に 10 10 名 岩 原名・5 の 岩	テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、
1. 入院中の患者以外の患者 設に入居又は入所する者を含み、3の患者	級知在	※2又は精神科訪	※2又は精神科品 (ただし、海取り 訪問看護ター:	※2又は精神科部	(年成20年厚生労働者告示第178等) 5億者に展る診察組御の算 5億者に関る。 (日本の記録を表現して、の記録を表現して、の記録を (日本の記録を表現して、の記録を表現して、の記録を (日本の記録を表現して、の記録を表現して、記録を をあるものに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	所来 (大学の) (精便、酸素吸入、酸素テント、
1. 入版 (次の施設に入居又は入)	、身体障害者施設等 (株) 介護中防短期人的 作業中的短期人的 作業中でしてもの者 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	**************************************	(1.1 × 1.5 × 1.7 × 1.	© %15&U%17	る に要 に 及 貧血ち性 もっ場 入で 限 び 血状腎質 の	新聞の (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	3/3/14復言体の食用 (。)、略痰吸引、精便
	自在、社会福祉施設 《超期人可在部分额》 生活分额,在第八列在第一级的人可在第一级的人可以, 1000年的人们, 1000年的人的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的, 1000年的	○ ※2 又は精神対訪 問者護基本療養費 を算定できる者	※2 文氏語彙科 西春麗本本義建設 中華版本本義建 中華版本本 (四一月におい (一一日におい で、小説原派によ ら、一、一、一、一、一、一、 で、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	※2又は韓和納 問者護基本療養費 各算所できる者	業権と、ホーム及び特別業権と、ホームに 都帯により一端的に新回の時間を譲んホームに 都帯により一端的に新回の時間を譲が必ら 田井ないる他者に対して投与された場合 型件気の効能者しては必然を有するもの 型件気のが能力しては必然を有するもの 型件気のが能力を使けている場合のうち関係 整備機能を発展している機能のから関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係機構 を関係を使けている機能のうち関係を 対象のが形式の影形なが	「協議と できない 大学 できない 大学 できない 大学 を受ける できない 大学 を受ける アイス 大学 を受ける アイス 大学 を 大学 を 大学 できない アイス かき かい	X城回囚士が体に IX対するものを際 B置を際く。
	RI 4:	- 3 労団施護存款協会を減少の	製薬器 レケン・ナコー 多護線阻抗	向家外亡等所 其存置簿	○ : 要介温核療験者等である患者について機能に要する際用の態を建立でき 社会指指能能。 多体報告者能得等、業職を人ホーム及化物製機を人ホーム 其他の地質を関係を対している。 東部のの地域の大きない。 がは、一般のでは、一般のでは、一般のに第回の助問を指が必 がは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のに第四の助問を指が必 がは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のに第一のかました。 を用いて、一、一のための機能用が、 がは、一般のを表して、一般のでは、一般のでは、一般ので、一般ので、 がは、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 がは、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 がは、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 がは、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 がは、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 がは、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 が、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 加水場の設置に係る地深波回窓・投影及び間波波回辺・状体で回形状態を発生。 ***********************************	・ 国文をひが投入。家の国交表回図十表形文で国交表回図十分を打回込 継編を制 (手施口から結算した十回ロ以内の初布に対するものや際へ。 対鍵体等処理、卓路栄養及の長級素教等者施維等的個本際へ。
		- 8 0	0		∰ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	ιο ※	9 **

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

3. 入所中の患者	に指る	加入所生活介護大式介護中550 加入所生活介護を受けている患者 医療機 保険医		養護老人ホーム(看取り介養加算の施設基準に適合しているものに聚る。)において看取った場合(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院者しくは当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により行われたものに限る。)に限る。		機材、在宅時屋平総合管理科、施設人居時等医学総合管理科文は在宅が心屋機給合診療料(以下「在宅港者訪問診療科等」という。)を算定した保険医療機関の医師(配置医師を発く。)が診察した場合に限り、算定することができる(来 ると) ではは、当該サービス利用開始前の在宅産者訪問診療料等の再定にかかわらず、退院日を除き算定できる(末務の悪性難痛の患者以対の患者においては、利用開始後30日末での間に限る。)。	÷
	7. 介護老人保健施設 イ、短期人所権権介護又は小護予別 短期入所依養小護(介護老人保健 認の依養能に限る。)を受けてい 患者	年設保險医療機 伊敦保黎医療機		養老人ホームの協力医療機関		車(配置医師を除く。)が診 §30日までの間に限る。)。	日開始後30日までの間に聚る ぎずることができる。
	ア. 介護療養型医療 梅の病床に限る。) イ. 短別入所療養の 協期入所療養介 床に限る。)を受し	イ臓療養施設 - 小臓疫養施設 - 小臓疫養施設 - 小田大養のラ サービス養のシ ち、他科學診場 - ち、他科學診響 費用 (362単位) - 製用 (362単位) - 製造 できまった。日の場合 - 一部 - 一	· ************************************	宅療養支援病院若しくは当該特別養塾		う。) を算定した保険医療機関の医師 者以外の患者においては、利用開始省	痛の患者以外の患者においては、利用 することができる。 ができる。 することができる。 することができる。 は、利用開始後30日末での間)、第2
2. 入肺中の患者	7. 介體機養型医療施設(認知症病 株の病床を除ぐ。) イ. 短別入所機業以は介護型と 指別入所佛養の管(介護等人保健施 設の機養室又は認知症病様の病床を 除く。)を受けている患者	小酸板差施設 小酸板差施設 サービス線の3 サービス線の3 ち、他科學診場 ち、他科學診場 費用 (362単位) 費用 (362単位) 登算にない日 を兼定した日の の場合	掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)別表第12第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げるものを除く	た場合(在宅療養支援診療所又は在		機材、在宅時医学総合管理科、施設入居時等医学総合管理科スは在宅が心底機給合診療料(以下「在宅鎌倉訪問診察科等」という。)を算定した成隊医療機関の医師(医屈医院を除く。) 5~)。 17(は、当該サービス利用開始能の在宅組身訪問診療授等の算定にかかわらず、過節日を除き算定できる(末期の悪性腫瘍の胆者以外の患者においては、利用脂胎後30日までの固に限る。	職・指導料を禁定した保険速機関の整備部等が抗断階値、指導を実施した場合に限り、禁定することができる(未期の悪性腫瘍の患者以外の患者にないては、利用脂粘後30日までの間に聚る。) 「上部券を指し、人名生命が開発機関、指導性を発生した後級機関の指揮等が多が抗断指揮、指導を実施した場合に関り、実質することができる。 ・指導体を算定した保険機機関の推議等が対断関揮・指導を実施した場合に限り、利用開始後30日までの間、算がすることができる。 基本機能を算定した保険機機関の推議等が対断関揮・指導を実施した場合に限り、利用開始後30日までの間、算がすることができる。 基本機能を算定した設備指導を大型の指導等をかが再進が指導等を指した場合に限り、利用開始後30日までの間、算がすることができる。 要である場合大圧体等は抗阻着指基本機能費を対応出来る者(認知値でない者に限る。))、利用開始後30日までの間、算がすることができる。 知道でない場合に表現を対抗措施基本を発展する訴定出来る者(認知値でない者に限る。)、利用開始後30日までの間、算形することができる。 予算でした認用機能を対抗を指数を指揮を指数を指数を指数を指数を指数を指数を指数を指数を認めませます。
	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は	介護せり 粒組入 門療養介護を受 げている患者を 際へ。)	号、第2号、第3号)において看取っ		ル医療総合診療料 (つらず、退院日を贈	た場合に限り、算 整御等が訪問看護 5場合に限り、利用 2実施した場合に隠 ない者に限る。) 場合に限り、(末期の
者 3の患者を除く。)	設、指定地域 3定介護予防特	うち、外部サービス利用型指定体に施設入居者 指小線又は外部サービス 利用型指定が減予が結合 利用型指定が減予が特定 施設人居事生活が減を 施設人居事生活が減を にあ者が入居する施設	主労働省告示第63号)別表第12第1号	も設整準に適合しているものに限る。		A居時等医学総合管理料又は在宅がA 主宅患者訪問診療料等の算定にかかオ	職・指導料を禁定した保険素機製の者指領等が切回者指、指導を実施した場合に限り、「に場象を訪問し、在生患者が指揮者、指導体育」と「た象際機械関の基礎等等に関い、指導者を探した場合を開発の表現の直接等が対数の基準等には、指導を表情した場合に限り、指本機構業を指しているのでは、表本機構業を推定したが固定指令を対して当つの基礎等等。「上導台機構等を推定したが固定指域を支援しては多の多型を表現を存在しているのを提びませた。」との基礎等を対しては一度も、可能でないるに限る。 「関心を対象しては必要である。」との単規語等が指定が同時間に多次能して場合に関う。 「関心を対象しては影響を対しているの単規語等を対して基合に限し、(本質定しているに関う。
1. 入院中の患者以外の患者 施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。	° 24 DX	は介護予防認知 症対応型共同生 活介護〕	準等(平成20年厚	(看取り介護加算の)	[りではない。)	*総合管理料、施設/ -ビス利用開始前の1	にた保険医療機関 在宅患者が問者護 た保険医療機関の3 にした訪問者護ステー 精神科訪問者護差。 精神科訪問者護差。 (4) に限る。
 人が (次の施設に入居又は入 	自宅、社会相社施設、身体障害者施設等 在	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こついて、それぞれ、特掲診療料の施設基	t、当該患者を当該特別養護老人ホーム(芸型料を算定する患者にあってはこの限りではない。	5間し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学 3始後30日までの間に限る。)。 1用を開始した患者については、当該サー	間の、在党者も即居書籍・指導并を禁定した経験基礎・ 一ビスル開催の日以行に基本を開催、体験を指定した保険医療・ 関ロ、基本等が関連者を発定した保険医療・ 間の、基本等が関連者を発定した保険医療・ 間の、経本等の関連機能を発展してた関係権能 に関回の設備機能が展である他教文は構造部構造。 実を享受に出える。(認知値での本語に関係))に限る 関ロ、政府単規を表定によるに表に関係。)に限る
	ж Ф		検査、リハビリテーション、処置、手術又は麻酔について、それぞれ、特	死亡日からさかのぼって30日以内の患者については、当該患者を当該特別	認知症患者を除く。(ただし、精神科在宅患者支援管理料を算定する患者	当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診期の悪性腫瘍の患者においては、利用開始後30日までの間に限また、保険医療機関の退院日から当該サービスの利用を開始した患者につまた、保険医療機関の退院日から当該サービスの利用を開始した患者につ	当該都省によるサービス利用前30日以内に感安を訪問し、在宅都者的問者 地投票無機能の日本であって、別課者由よるサービス利用前30日以内 当該者によるサービス利用前30日以内に高安を訪問し、解本時間知識 国議者によるサービス利用第30日以内に高安を訪問し、解本時間知識 本規の高性職権者の患者、各样権等でより中華的「第60日就問職権が会 未拠の悪性職権の患者又は神神特別兩種議本権養養を適回の説問職権が会 未扱の悪性職権の患者又は神神特別兩種議本権養養を確認の説問職権が必 未扱の悪性職権の患者又は神神特別兩種議本権養養を可能出来る者(認
			*	œ ※	о Ж	%10 %10	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

	_			
	ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護		(介護医療院の療養床に限る。) を受い	を受けている患者
M &	介護医療院サービス費のうち、 を算定しない日の場合	他科受診時費用(362単位)	介護医療院サービス費のうち、 を算定した日の場合	、他科受診時費用(362単位)
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
包・再診料	×	0		0
入院料等	^	- ×	(A400の1 短期滞在	〇 短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料			0	
B001の2 特定薬剤治療管理料			0	
B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			0	
B001の6 てんかん指導料			0	
B001の7 難病外来指導管理料			0	
B00108 皮膚科特定疾患指導管理料			0	
B00109 外来栄養食事指導料		*	0%	
B001の11 集団栄養食事指導料		*	0%	
B001の12 心臓ペースメーカー指導管理料			0	
B001の14 高度難聴指導管理料		Ü	0	
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料			0	
B001の16 喘息治療管理料			0	
B001の20 糖尿病合併症管理料	^	×		0
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料			0	
B001の23 がん患者指導管理料			0	
B001の24 外来緩和ケア管理料)	0	
B001の25 移植後患者指導管理料			0	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		4 今羅佐處師「3 昨任の串を			
		イ・石畑にボルボルンが イ・短期人所療養介護又は介護予防短期入所療養介護		(介護医療院の療養床に限る。) を受い	を受けている患者
	M \$\pi\$	介護医療院サービス費のうち、 を算定しない日の場合	他科受診時費用(362単位)	介護医療院サービス費のうち、 を算定した日の場合	他科受診時費用(362単位)
		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
	B001の26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料				
	BOO1の27 糖尿病透析予防指導管理料	×		O	0
	B001の32 一般不妊治療管理料			0	
	B001の33 生殖補助医療管理料			0	
	B001の34 ハ 二次性骨折予防継続管理料3			0	
	B001の35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料			0	
<u>kk</u> l	B001036 下肢創傷処置管理料	×	×	O	0
孙	B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料	×	0	×	0
##	B001-2-5 院内トリアージ実施料	×	0	×	0
	B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料	×	0	×	0
	B001-2-8 外来放射線照射診療料			0	
	B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料			0	
	B001ー3 生活習慣病管理料) (注3に規定する	O - る加算に限る。)	
	B001-3-2 ニコチン依存症管理料	×			0
	B001-7 リンパ浮腫指導管理料(注2の場合に限る。)			0	
	B005-6 がん治療連携計画策定料			0	
	B005-6-2 がん治療連携指導料			0	
	B005-6-3 がん治療連携管理料			0	
	B005-7 認知症専門診断管理料			0	
	B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料			0	
-					

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		ア. 小護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は小護予防短期入所療養小護		(介護医療院の療養床に限る。) を受け	を受けている患者
	M \$\frak{\pi}\$	介護医療院サービス費のうち、 を算定しない日の場合	他科受診時費用(362単位)	介護医療院サービス費のうち、 を算定した日の場合	、他科受診時費用(362単位)
		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
	B009 診療情報提供料(I)				
	注 1 注 6 注 8 加算 注 10加算 (認知症專門医療機關紹介加算) 注 11加算 (認知症專門医療機關連携加算) 注 12加算 (精神科医連携加算) 注 13加算 (斯科 インターフェーン治療連携加算) 注 14加算 (幽科医療機関連携加算 1 注 15加算 (國科医療機関連携加算 2) 注 15加算 (檢查·國係情報提供加算)			0	
	B009-2 電子的診療情報評価料	×	0	×	0
	B010-2 診療情報連携共有料	×	0	×	0
	B011 連携強化診療情報提供料			0	
	B011-3 薬剤情報提供料	×	>	×	0
	BO11-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	×	>		0
	B012 傷病手当金意見書交付料			0	
	上記以外		``	×	
	COOO 往診料	×	0	×	0
供品	C 0 1 4 外来在宅共同指導料		•		
医療	第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算			0	
	上記以外		`	×	
検		×			0
画像診断	8.	〇 (単純撮影に係るものを除) 5ものを除く。)		0
投入		% 0 8	2	〇 (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。	〇 薬剤に係るものに限る。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

			ア. 小護医療院に入所中の患者 イ 短期 3 昨毎巻小籍 2 1十分 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(小雑医療院の梅兼床に限る。) を受け	を受けている事者
			小護医療院サービス費のうち、 を算定しない日の場合		ッ 数 の の の	
中央政策医療機関				***************************************		
				併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併嗀保險医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
1・フ・コン (HOO5機能開業及びHOO6機需要の	排		- O _*	33	(専門的な診療に特有の)	
000 精神科電気信息機法 × ○ 000 直防: 在生精神療法 × ○ 000 直防: 在生精神療法 × ○ 000 直防: 在生精神療法 × × 000 直防: 重要 深知療法・認知行動療法 × × ○ 00 目 直防: 重要 深知療法・認知行動療法 × × ○ 00 目	リハヒ	ν, m	0	5視能訓練及びH006	ノハビリテーショ	
000 - 2 総理金磁気刺激療法 × ○ 002 通常・在宅籍神療法 × ○ 003 - 2 認知療法・認知市動療法 × ○ 000 B 通路車件業療法 × × × 000 B 指導科子イ・ケア (注6の場合を際へ。) × × × 00 B 機器対子イ・ケア (注6の場合を際へ。) × × × 2 B 度認知底患者イ・ケア (注6の場合を際へ。) × × × 2 B 度認知底患者子イ・ケア (注6の場合を際へ。) × × 2 B 度認知底患者子イ・ケア (注6の場合を際へ。) × × 2		0 0 0	×		Ü	0
005		0-2	×		Ü	0
006 通院集団精神療法 X X (同一日 007 精神科大手人子(注50場合を除く。) X X (の		002 通院	×		Ö	0
006 通際集団精神療法 × (同一日 2007 精神科や重要法 × (同一日 3008年2 精神科ショート・ケア (注5の場合を除く。) ×<		003-2	×		0	C
00 8 - 2 精神科で業療法 x x 00 8 - 2 精神科ショート・ケア (注5 の場合を除く。) x x 00 9 精神科ブイ・ケア (注6 の場合を除く。) x x 01 5 重度認知症患者デイ・ケア料 x x 記以外 x x 6 x x 5 x x 2 x x 2 x x 3 x x 3 x x 3 x x 4 x x 3 x x 4 x x 5 x x 5 x x 6 x x 6 x x 7 x x 8 x x 9 x x 9 x x 10	精神科専門		x		x	同々 算
0008-2 精神科ショート・ケア (注5の場合を除く。) X X 009 精神科デイ・ケア (注6の場合を除く。) X X 2015 重度認知症患者デイ・ケア科 X X 2015 連接認知症患者デイ・ケア科 X X 2016 素剤総合評価調整管理料 O O 202 薬剤総合評価調整管理料 X 303 院務 X 303 院務 X 303 院務共同指導料 1 X	操光	l	×		×	0
009 精神科デイ・ケア (注6の場合を除く。) x x 015 重度認知症患者デイ・ケア料 x x 記以外 x x 次4 0 x 条 0 0 中央 0 0 12 薬剤総合評価調整管理料 x x 20 次 x 20 次 x		8 2 精神科ショート・ケア (注5の場合を	×		×	0
記以外 X X 記院時共同指導約1 X X 本 X X A X X A A A B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B C B B C C C C C C C C C C C C C C C C C C D C C D C C D C C D C C D C C D C C D C C D C C		精神科デイ・ケア(注6の場合を除く	×		×	0
記院時共同指導對 1 X X (0) (0) (2) (0) (2) (0) (3) (0) (4) (0) (5) (0) (6) (0) (7) (0) (2) (0) (3) (0) (2) (0) (3) (0) (4) (1) (5) (1) (6) (1) (7) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (8) (1) (9) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (5) (1) (8) (1) <		重度認知症患者デイ	×		×	Ο
意 ※4 ○ 本利総合評価調整管理料 ○ 32院時共同指導約1 ×		上記以外		*	>	
章 -2 薬剤総合評価調整管理料 退院時共同指導料 1	200		O _*) 4	0	0
春 -2 薬剤総合評価調整管理料 退院時共同指導料 1	手術)	0	
6 -2 薬剤総合評価調整管理料 退院時共同指導料 1	本			0	0	
-2 薬剤総合評価調整管理料 退院時共同指導料 1	放射器	泉冶療				
-2 薬剤総合評価調整管理料 退院時共同指導料 1	病理診	9断)	(
退院時共同指導料 1	B 0 C	8 — 2 薬剤総合評価調整管理		^		
	B 0 1			^	×	